

青森県横浜町

公共施設等総合管理計画

令和4年3月



平成 28 年度策定

令和 4 年 3 月改訂



横浜町 公共施設等総合管理計画

目次

I 公共施設等総合管理計画の概要

- 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的 ----- 1
- 2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間 ----- 3

II 公共施設を取り巻く環境

- 1. 将来の人口 現状予測～横浜町人口ビジョンより ----- 5
- 2. 本町の財政状況 ----- 6
- 3. 公共施設（建築物）の現状 ----- 8
- 4. 公共施設老朽化の状況 ----- 10
- 5. インフラ施設の状況 ----- 13

III 公共施設等に関する基本的な考え方

- 1. 横浜町の公共施設等の課題 ----- 16
- 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ----- 17

IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

- 1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針 ----- 21
- 2. インフラ系施設の管理に関する基本方針 ----- 31
- 3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果 ----- 36

V 公共施設マネジメントの実行体制

- 1. 推進体制 ----- 42
- 2. フォローアップとPDCAサイクルの確立 ----- 43
- 3. 情報等の共有と公会計の活用 ----- 44



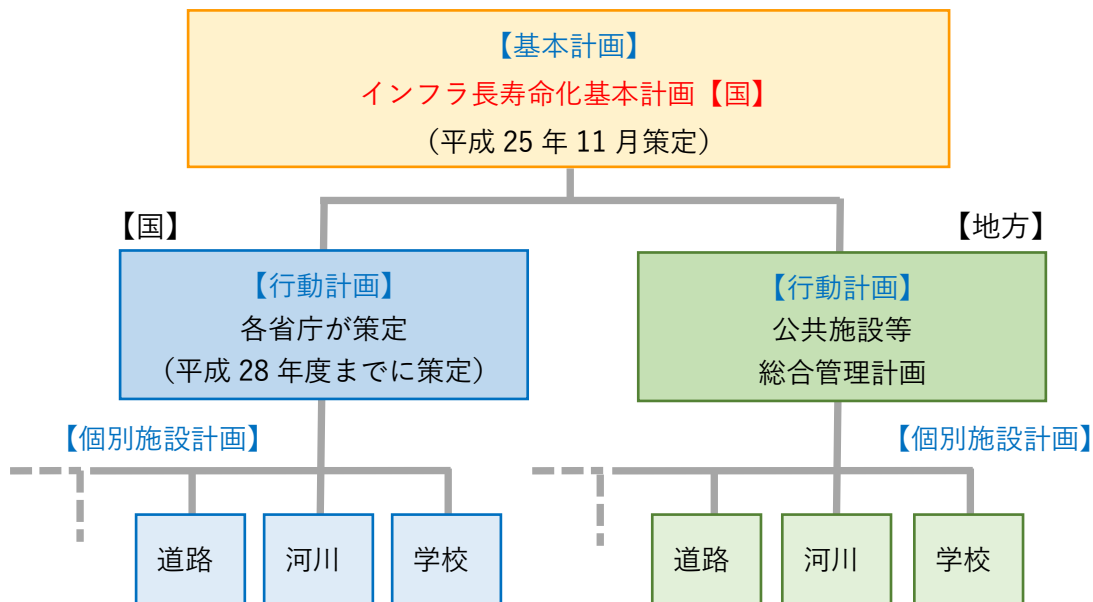
I 公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



(参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系])

本町においても、人口急増期にあたる昭和 40 年代後半から多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらが建築後 40 年から 50 年余りが経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことを懸念しています。

今後、これらの施設が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくこととなりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

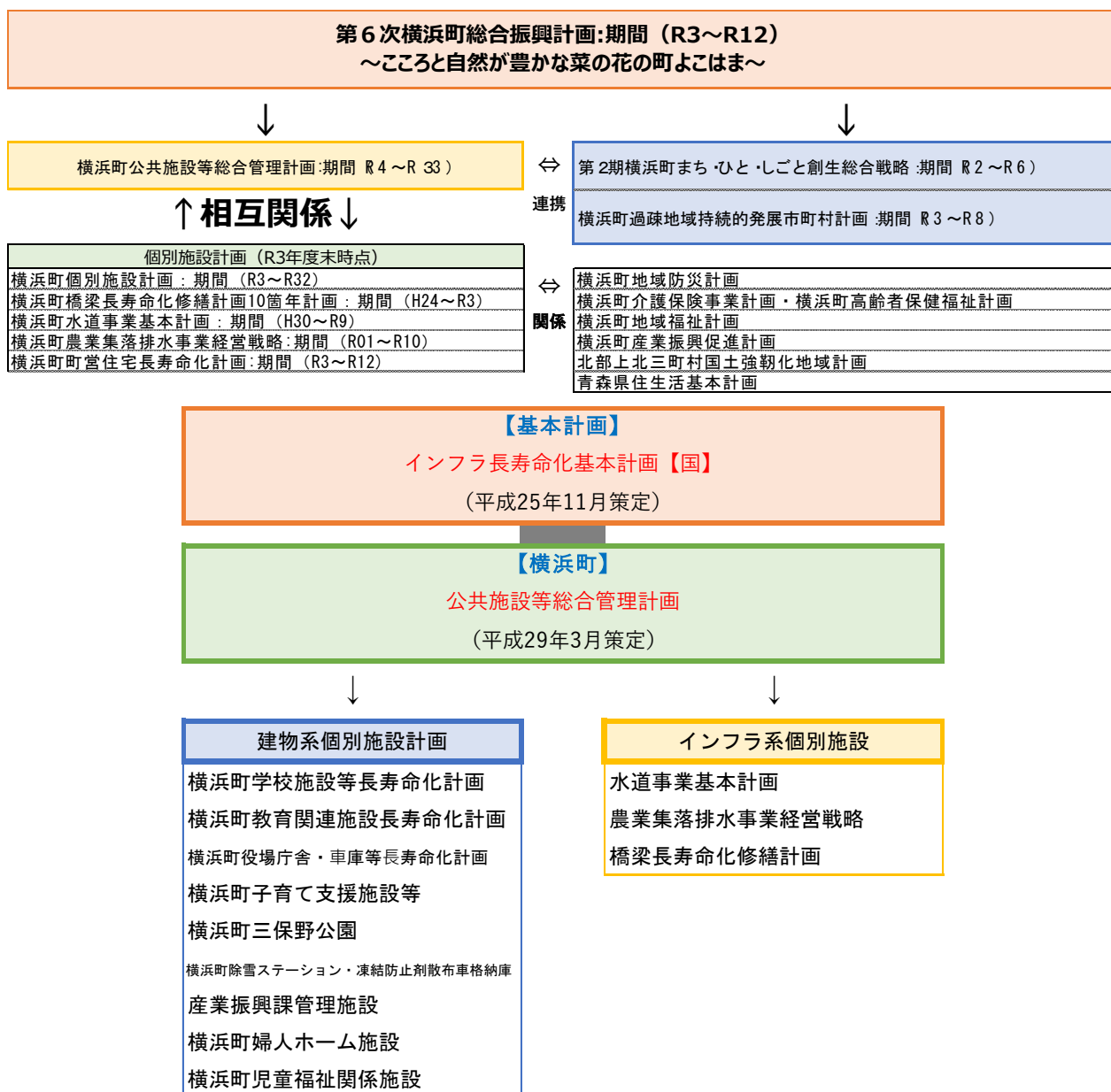
(2) 公共施設等総合管理計画の目的

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、各種個別施設計画の内容及び令和3年1月22日の総務省の通知を踏まえて改訂したものととなります。

(3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本町のまちづくりの最上位に位置付けられる「第6次横浜町総合振興計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設毎の取り組みにたいして、基本的な方針を提示するものです。



2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設

横浜町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ系施設を対象とします。公共施設（建築物）については、学校教育系施設、子育て支援施設、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、行政系施設、保険・福祉施設、公営住宅の8類型に分類しました。

また、インフラ系施設については、道路、橋梁、簡易水道、下水道の4種類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

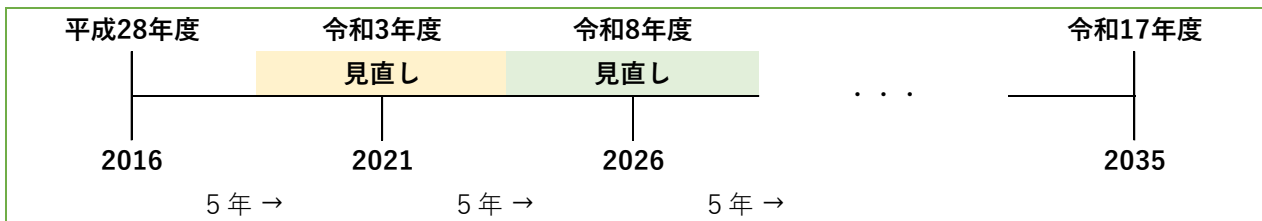
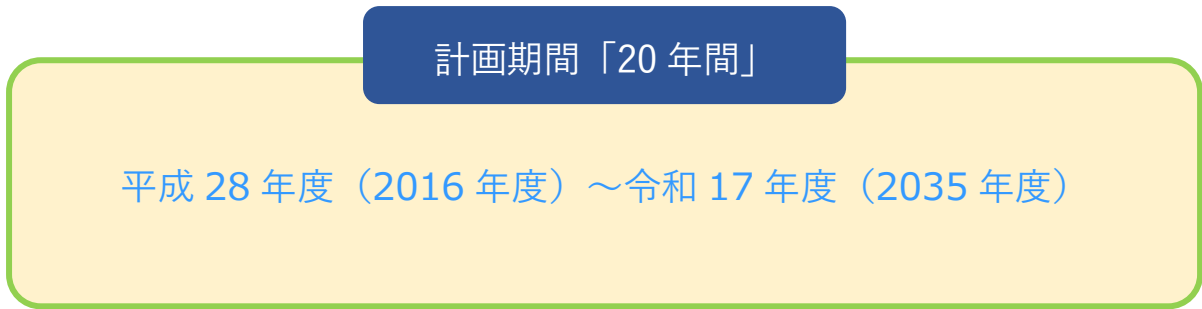
施設分類		主な施設
公共施設 (建築物)	1 学校教育系施設	横浜小学校・横浜中学校など
	2 子育て支援施設	第二ちどり保育園など
	3 町民文化系施設	横浜町ふれあいセンターなど
	4 スポーツ・レクリエーション系施設	横浜町トレーニングセンターなど
	5 産業系施設	道の駅よこはま 菜の花プラザなど
	6 行政系施設	役場庁舎・車庫など
	7 保健・福祉施設	菜の花にこにこセンターなど
	8 公営住宅	イタヤノ木団地など
インフラ系施設	1 道路	
	2 橋梁	
	3 簡易水道	
	4 農業集落排水	

(2) 計画期間

計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 30 年間とします。計画の見直しは 5 年ごとに行い、計画の進捗を図るとともに、計画の内容の改訂を行います。

本改訂においては、5 年ごとの見直しにあたるものです。

また、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。





Ⅱ 公共施設を取り巻く環境

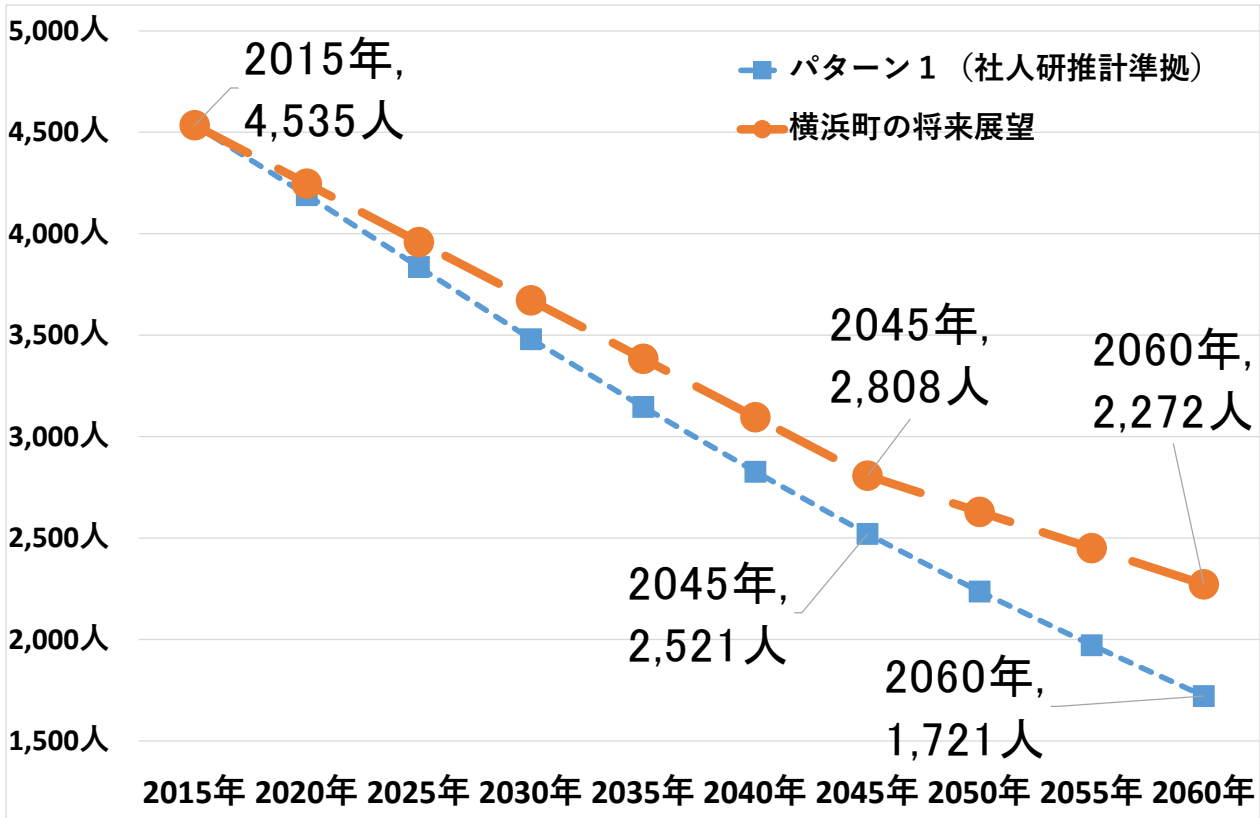
1. 将来の人口 現状と予測～横浜町人口ビジョンより

本町の人口は、日本全体の人口減少、少子高齢化の流れと同じく下降傾向をたどっており、社人研推計準拠の推計によると、令和 42（2060）年には総人口が 1,721 人まで減少するとされています。年少人口と生産年齢人口が減少するだけでなく、老年人口も令和 2（2020）年以降減少局面に移行します。老年人口比率の上昇は、令和 27（2045）年には 50%を超えることから、出生率の上昇につながる施策と人口の社会増をもたらす施策に適切に取り組むことが必要となっています。

、国の長期ビジョン及び「まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン」を勘案しつつ、本町の人口の現状と課題を踏まえ、適切に人口減少対策を進めることを前提に、自然動態と社会動態の改善によって、令和 42（2060）年の人口 2,272 人を確保することとしています。これにより、社人研推計準拠に比べて、約 550 人の人口減少を抑制する効果が見込まれるということになります。

■総人口の推移及び今後の人口展望

（単位：人）



※ 第2期横浜町人口ビジョン及び横浜町総合戦略を抜粋・加工

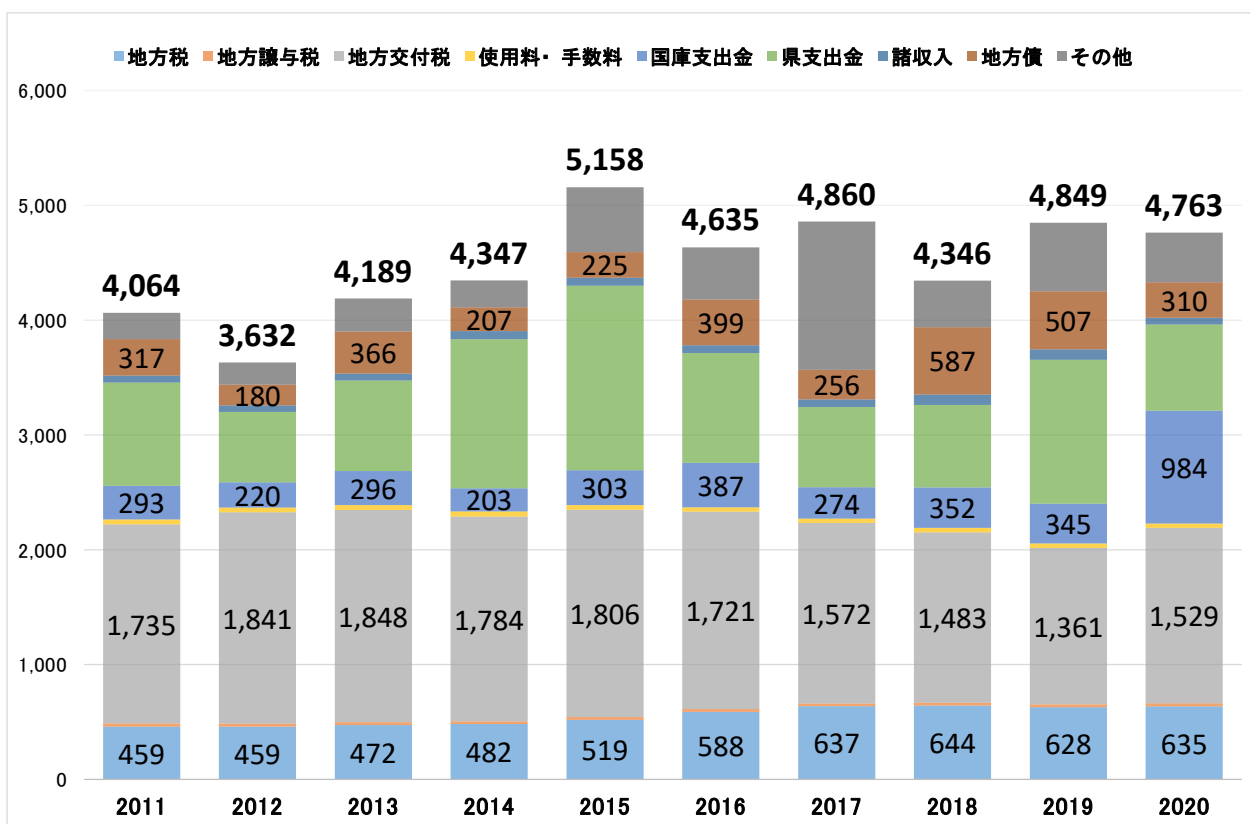
2. 本町の財政状況

(1) 歳入の状況

一般会計を基に本町の歳入状況の過去10年をみると、全体の歳入状況としては、平成27(2015)年度が横浜小学校の建替え等の大型事業により、一時的に歳入が大幅に増加しています。

地方交付税が過去10年で減少傾向になっている一方で、地方債発行は増加傾向になっています。これは、施設老朽化対策として進めている町営住宅の建替えや役場庁舎の耐震化によるものです。

■平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの歳入の推移 (単位：百万円)



※決算統計より加工作成

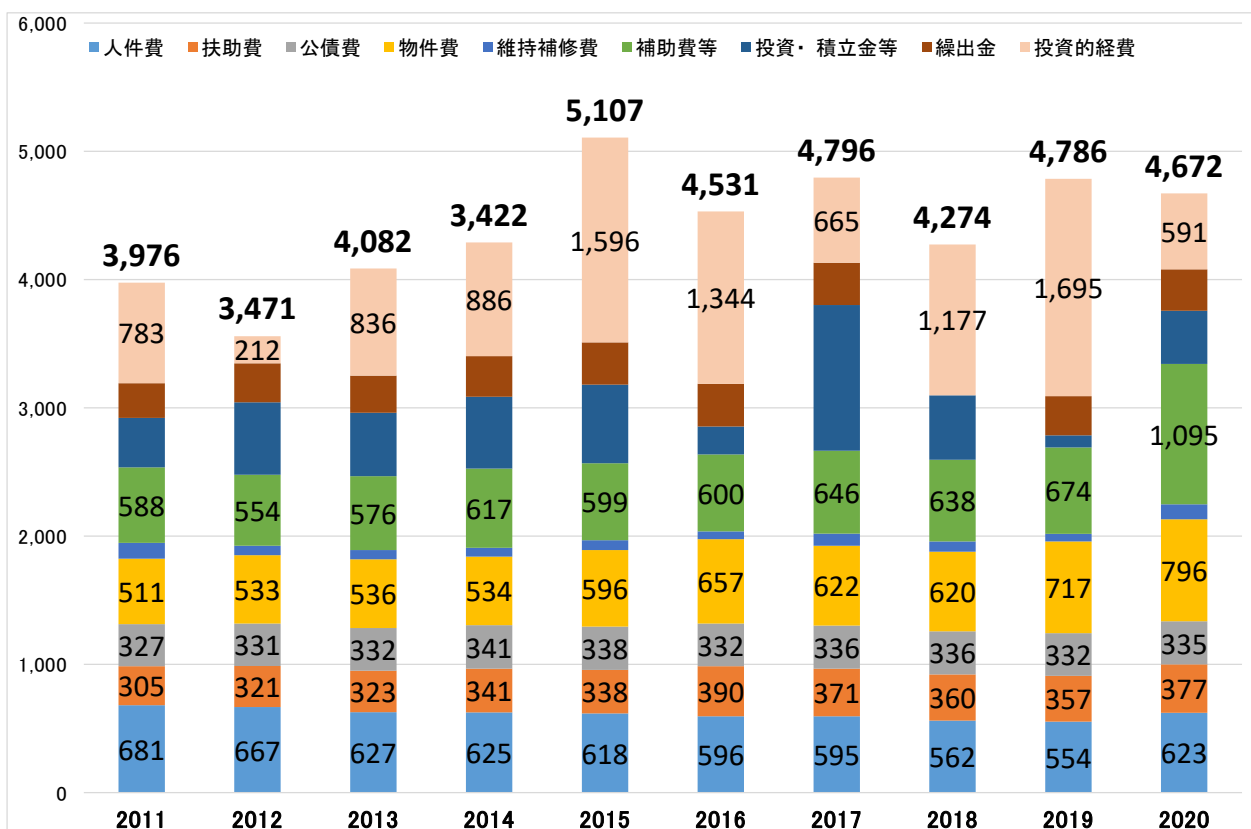
(2) 歳出の状況

一般会計を基に本町の歳出状況の過去 10 年をみると、全体の歳出状況としては、平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度が大型事業により投資的経費が増加し、歳出が増加しています。

令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス予防対策費により補助金等が一時的に大幅に増加しています。人件費は過去 10 年で減少傾向になっている一方で、物件費が増加傾向となっています。

公債費は過去 10 年度約 330 百万円で推移しています。しかし今後は、施設の老朽化対策等により地方債の発行は増加する可能性があります。

■平成 23 (2011) 年度から令和 2 (2020) 年度までの歳出の推移 (単位：百万円)



※決算統計より加工作成

3. 公共施設（建築物）の状況

（1）横浜町の公共施設（建築物）の所有状況

①施設数・延床面積・人口一人当たり面積

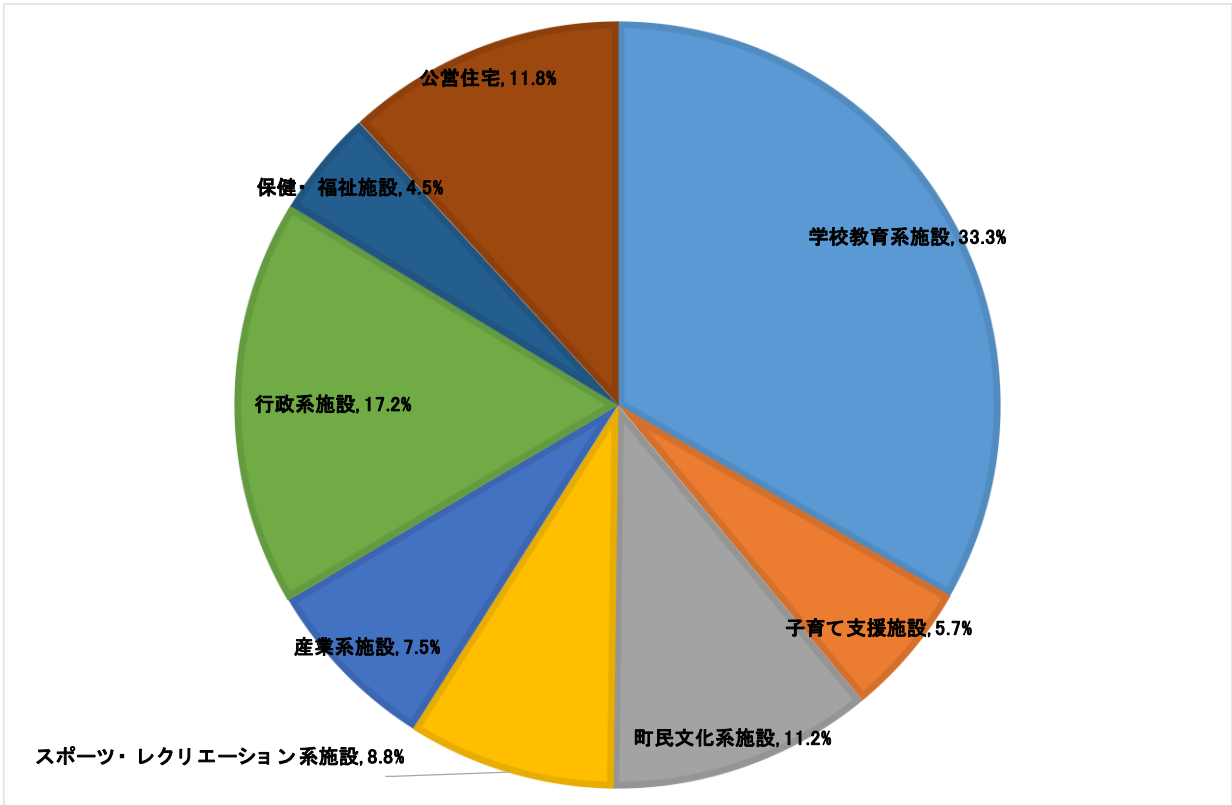
令和2年度末（令和3年3月31日現在）の公共施設（建築物の延べ床面積合計は約4.9万㎡となっており、その内訳は、大きい順で学校教育系施設が33.3%、行政系施設が17.2%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）11.1㎡となっております。

施設分類	棟数	延床面積（㎡）	割合	人口一人当たり面積（㎡）
1 学校教育系施設	19	16,199.0	33.3%	3.7
2 子育て支援施設	3	2,793.6	5.7%	0.6
3 町民文化系施設	5	5,457.9	11.2%	1.3
4 スポーツ・レクリエーション系施設	18	4,286.9	8.8%	1.0
5 産業系施設	12	3,642.8	7.5%	0.8
6 行政系施設	28	8,357.7	17.2%	1.9
7 保健・福祉施設	2	2,204.3	4.5%	0.5
8 公営住宅	42	5,765.0	11.8%	1.3
合計	129	48,707.2	100.0%	11.1

※ 固定資産台帳より作成

※ 人口は令和3年1月住民基本台帳 4,376人



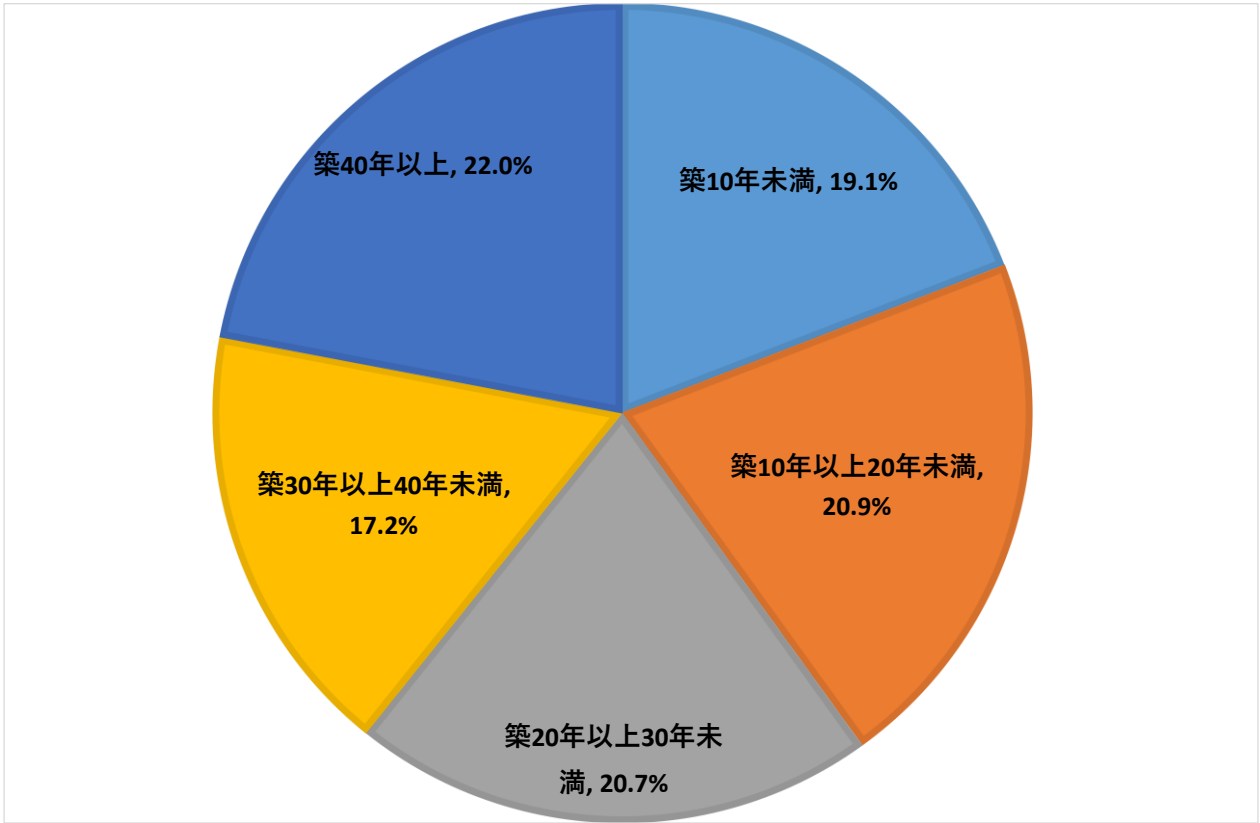
4. 公共施設老朽化の状況

(1) 建築経過年数の状況

公共施設の建築からの経過年数をみると、延床面積対比で築30年未満の公共施設は全体の60.7%となっており、築年数30年以上の公共施設は39.3%となっています。

特に築40年以上経過した公共施設は全体の延床面積のうち22.0%を占めています。

施設分類	築10年未満	築10年以上20年未満	築20年以上30年未満	築30年以上40年未満	築40年以上	計
1 学校教育系施設	5,833.0	5,353.0	364.0	277.0	4372.0	16,199.0
2 子育て支援施設	0.0	2335.4	458.3	0.0	0.0	2,793.6
3 町民文化系施設	0.0	0.0	2,508.9	2,701.0	248.0	5,457.9
4 スポーツ・レクリエーション系施設	0.0	124.0	1,961.1	1,815.8	386.0	4,286.9
5 産業系施設	40.0	1,085.0	1,552.0	965.8	0.0	3,642.8
6 行政系施設	0.0	866.2	2,235.7	1,582.0	3,673.8	8,357.7
7 保健・福祉施設	1,707.3	0.0	0.0	497.0	0.0	2,204.3
8 公営住宅	1,727.9	430.0	1,005.7	553.6	2,047.7	5,765.0
計	9,308.2	10,193.6	10,085.7	8,392.2	10,727.5	48,707.2
割合	19.1%	20.9%	20.7%	17.2%	22.0%	100.0%



(2) 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、つまり「どの程度腐朽が進行しているか」の指標となります。公共施設は社会的影響があるため、耐用年数の限度まで使用されることはあまりありません。

これまでの本町の公共施設（建築物）における総建築額は120億円です。町全体として有形固定資産減価償却率は59.4%と資産が老朽化している状況となっています。

こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■令和2年度資産別の有形固定資産減価償却率

施設分類	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	有形固定資産 減価償却率	※R01
1 学校教育系施設	3,777	1,867	49.4%	47.1%
2 子育て支援施設	598	254	42.5%	40.5%
3 町民文化系施設	1,272	924	72.7%	70.9%
4 スポーツ・レクリエーション系施設	1,116	864	77.4%	75.5%
5 産業系施設	908	740	81.6%	78.7%
6 行政系施設	2,240	1,677	74.9%	73.2%
7 保健・福祉施設	965	123	12.8%	10.8%
8 公営住宅	1,148	693	60.3%	58.7%
計	12,024	7,142	59.4%	57.4%

※R01…令和元年度末の有形固定資産減価償却率

5. インフラ施設の状況

(1) 道路

令和元年度末時点では町道実延長 82km のうち、改良率 53.2%、舗装率が 66.4%となっています。

本町の町道の舗装率は高いものの簡易的な舗装道が多く、改良と合わせた恒久的な舗装整備が必要となっています。豪雨や台風などの被害が増加しているため、急傾斜地崩壊危険箇所などの危険地域の整備が必要です。

農道については、令和元年度において総延長が 312km となっており、今後とも地域の実情に応じた改良舗装整備等が必要となっています。

(2) 橋梁

本町が管理する橋梁は令和 3 年 3 月 31 日現在、橋長 15m 以上が 7 橋、橋長 2m 以上 15m 未満が 9 橋、合計で 16 橋を管理しています。10 年後には全体の半数以上が架設年度 50 年を超え、老朽化が急速に進んでいく状況にあります。

このような状況となっていることから、定期点検による確実な状況把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となります。

現在本町においては、「橋梁長寿命化修繕計画策定」を策定し維持管理、更新を進めています。

■全体状況（令和 2 年度）

道路区分	管理延長
橋長 15m 以上	7 橋
橋長 2m 以上 15m 未満	9 橋
計	16 橋

(3) 簡易水道

本町は、上水道1箇所、簡易水道2箇所（明神平地区、第2明神平地区）の3水道事業があります。最も古いもので昭和53(1978)年度に供用が開始となり、40年以上が経過しています。平成22(2010)年度には少子高齢化等による人口の減少傾向が進み、それに伴い、有収水量が減少し、料金収入が減少傾向を示すと予想されます。

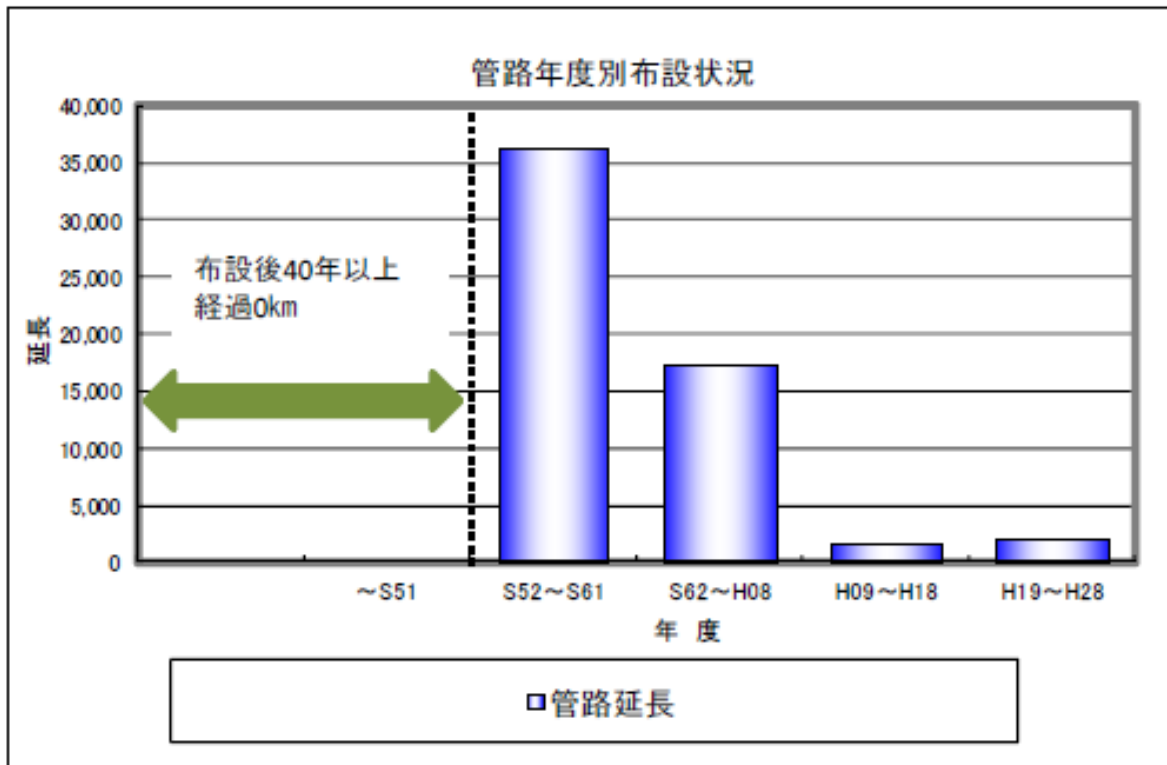
さらに、施設の老朽化が進むことから、財政面を考慮した効率的な更新計画を立て、管理体制の強化と運営基盤の安定化を図るため、町内の水道事業を一つに統合しています。

また、「横浜町水道事業基本計画」によると、管路布設後40年以上経過した管路延長は平成28年時点で57,586mとなっており、老朽化対策並びに耐震化が必要となっています。

■全体状況（令和2年度決算統計より）

項目	数量
1 浄水場	2 箇所
2 配水池	3 箇所
3 導水管延長	910m
4 送水管延長	1640m
5 給水管延長	53,430m
6 給水人口	3,411 人

■年度別配水管布設状況（横浜町水道事業基本計画より抜粋）



（４）農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農家地区に対して生活雑排水の処理及びトイレの水洗化促進を図り、生活環境の改善、農業用排水の水質保全を事業目的とし平成9年度より供用を開始いたしました。

供用開始より20年以上が経過し、老朽化や効率性低下に伴う設備更新が始まり、今後は不明水対策や老朽化対策に向けた準備が必要となります。

現在地方公営企業法適用化に向けて、固定資産台帳及び地方公営企業会計への移行を行っています。地方公営企業法適用化および地方公営企業会計への移行は令和4年度まで行い、令和5年度より施行となります。

■全体状況（令和2年度決算統計より）

項目	数量
1 処理場	1 箇所
2 汚水管延長	4,000m
3 排水区域人口	246 人

Ⅲ

公共施設等に関する基本的な考え方

1. 横浜町の公共施設等の課題

(1) 大規模改修・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでおり、今後これらの公共施設等の改修・更新等の費用の発生が見込まれます。

今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、町の財政を圧迫し、他の行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性が出てくることが予想されます。

このような状況を回避するには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要があります。また、公共施設等の情報については一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。

(2) 人口減少、少子高齢化社会への対応

本町の人口は減少局面に入っており、社人研推計準拠の推計によると、令和 42（2060）年には総人口が 1,721 人まで減少するとされています。そのため、このような変化に対応する適切な公共施設等の総量や配置と公共サービスの提供を検討していく必要があります。

また、地区によって人口の増減や少子高齢化の進行状況が異なってくると予測されることから、各地区の特性に応じた対応も重要となります。

(3) 公共施設等にかけられる財源の限界

整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要になり、経過年数や損耗状況によっては大規模修繕なども必要となります。

しかし、今後本町においては、生産年齢人口の減少により、税収入はより厳しさを増すことが見込まれ、また、高齢化が進むことにより扶助費の増加が見込まれます。

このような状況のもとでは、財政状況は厳しい状況が続き、公共施設等の修繕や更新にかけられる財源には限界があることを踏まえ、今後の公共施設のあり方を検討する必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

公共施設マネジメントとは、縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組みをいいます。

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、本町総合振興計画において、目指すべき将来像「こころと自然が豊かな菜の花の町よこはま」の視点を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行っていきます。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設等（建築物）は、供給量を適正化することとし、公共施設等のコンパクト化（統合・廃止、規模縮小等）の推進を検討します。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用に検討します。

また、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営に努めます。

基本方針としては以下の通りとなります。

①総量の適正化 『20年間で保有する公共施設の延床面積 25%縮減を目標』

少子高齢化による人口減少や厳しい財政状況を勘案すると、既存の公共施設等を今後も同規模で維持していくことは厳しい状況です。必要な行政サービス水準を考慮しつつ、除却や統合・複合化を行い、公共施設の延床面積を縮減することが必要となります。今後 20年間で保有する公共施設の延床面積 25%縮減を目指します。

平成 28（2016）年度の公共施設等総合管理計画作成時点の建物の延床面積合計が 64,319.8 m²であり、令和 2（2020）年度時点では 48,837.2 m²であることから既に縮減率は 24.1%となっています。

②長寿命化の推進

既存施設を少しでも長く利活用していくために、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、長寿命化を図りライフサイクルコスト（LCC）¹を縮減します。

¹ ライフサイクルコスト（LCC）：製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたものです。

③民間事業者や県・近隣自治体との連携

施設管理者制度やPFI²など民間活力の活用を検討し、施設の整備、更新、維持管理、運営における公民連携を図り、財政負担の軽減と効果的・効率的なサービスの提供に努めます。また、県や近隣自治体との広域連携を一層進めていき、広域的な視点から必要な公共施設等の保有量を検討します。

(2) 点検・診断等の実施方針

日常的な点検活動や定期的な点検・診断等を適切に実施していくとともに、点検・診断等の実施結果の情報を記録・蓄積することで次期点検・診断等に活用し、将来の計画的な維持管理の実現に努めます。

(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断等の情報を活用することで、公共施設等の機能や性能に明らかな不具合が発生してから多くの費用を投じて対処する対症療法型の維持管理から、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を推進します。

また、更新時においては、住民ニーズに柔軟に対応した公共施設等の複合化・多機能化やPFIなどの公民連携による民間資金、ノウハウを活用・導入することを検討します。

(4) 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果、危険性が認められた公共施設等については、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある公共施設等であるかどうかなどの視点から優先順位をつけて安全対策に努めます。

危険性が高いと認められた公共施設等や老朽化等により今後とも利用が見込まれない公共施設等について、売却や貸付が見込めない場合は、安全確保の観点から原則として解体撤去し、安全対策に努めます。

(5) 耐震化の実施方針

耐震性がない公共施設等は、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある公共施設等かどうかなどの視点から、優先順位を決めて順次耐震改修または統廃合していくものとし、未だ耐震診断を行っていない公共施設等は今後早急に行っていきます。ただし、未使用施設は対象から除外します。

(6) 長寿命化の実施方針

定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による公共施設等の長寿命化を推進します。また、今後策定する長寿命化計画については、本計画における方向性と整合を図ります。

² PFI: Private Finance Initiative 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

(7) 統合や廃止の推進方針

老朽化により廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等については、周辺環境に配慮しつつ、公共施設等の老朽度合いによる危険度などを勘案し、優先順位を定めて計画的に公共施設等を解体撤去することとします。また、土地については、売却や他の施設の移転先として活用できないかを検討します。

廃止できない公共施設等は、周辺の公共施設等の立地や利用状況を踏まえながら、複合化や更新等による、効率的な公共施設等の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁的な組織体制で公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人一人が公共施設マネジメントの意義を理解した上で、共通認識を持って意識的に取り組んでいく必要があることから、職員を対象にした研修会などを通じ意識啓発に努めていきます。

①住民との情報共有と協働体制の構築

企画財政課と担当課とにより、重要な施設の維持管理について協働する体制とします。

具体的には、担当課が施設を直接または指定管理者や外部委託者とともに管理するとともに、企画財政課と情報を共有し、必要な場合に、協力して維持管理にあたることとします。

また、他施設での効果的な取り組み等の情報は、他施設を所管する担当課にも共有し、全庁的に取り組みを進めます。さらに、全庁的な取組体制をより効果的なものとするため、施設管理に専門的な知見を有する職員を育成・確保するように努めます。

②民間活力の活用体制の構築

今後とも、PPP³や PFI の導入により民間企業の資金やノウハウを活用し、事業の効率化や住民サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

³ PPP：Public Private Partnership 行政と民間が連携して「公共サービスの提供等」を効率的かつ効果的に行うこと

③個別施設計画の作成

前述の基本方針を踏まえ、施設類型（学校、道路等）の特性を踏まえた個別の施設整備実施計画（個別施設計画）については順次定めていきます。

なお、公共施設等についても、必要に応じて個別施設計画を策定するものとし、個別施設計画を策定していない公共施設のマネジメント推進にあたっては、原則として本方針に基づくものとします。

また、すでに長寿命化計画等を策定済みの公共施設等については、各計画に則ることを基本とし、本方針を踏まえ必要に応じて見直しを行うこととします。

④施設マネジメントの一元化

公共施設全体としてマネジメントの最適化を図るためには、全庁的、総合的な視点に立ち、公共サービスのニーズと量、コストのバランスを図るとともに、ライフサイクルコスト（LCC）ベースでの長期保全・長寿命化といった視点から、施設マネジメントを行う必要があります。

そのためには、庁内横断的な取り組みが必要であり、それらの推進するための一元的な組織と固定資産台帳や施設カルテといったデータベース等の情報の集約整備を図る必要があります。

1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。

これらの施設の方針は個別に策定した個別施設計画や長寿命化計画に基づくものとなっています。

（1）学校教育系施設

学校教育系施設は、10 の施設があります。学校教育系施設は法定点検を定期的実施しているほか、職員による目視点検を行っています。建築後 30 年以上経過している施設もあり、老朽化が進んでいます。文部科学省の指針に基づく、大規模改造の周期は 20 年、長寿命化改修の周期は 40 年と設定されているところであり、改修や長寿命化等の対応が必要です。令和 2 年（2020）度にはこの対応として、「横浜町学校施設等長寿命化計画」を策定し、施設管理を進めているところです。

現在利用廃止した旧大豆田小学校及び旧有畑小学校は「横浜町学校施設等長寿命化計画」の対象外であり、解体予定となっています。

番号	資産名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	横浜中学校	平成 16 年度	35.2%	維持
2	横浜小学校	平成 27 年度	11.0%	維持
3	旧大豆田小学校	昭和 52 年度	94.6%	除却
4	旧有畑小学校	昭和 51 年度	96.8%	除却
5	横浜小学校校長住宅	平成 2 年度	100.0%	維持
6	旭町地区教職員住宅	平成 10 年度	100.0%	維持
7	旭町地区教職員住宅	平成 11 年度	96.6%	維持
8	林ノ脇地区教職員住宅（東・西棟）	昭和 62 年度	100.0%	維持
9	学校給食センター センター棟	平成 28 年度	13.2%	維持

10	吹越自転車置場	平成 2 年度	100.0%	維持
----	---------	---------	--------	----

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
横浜町学校施設等長寿命化計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年～令和 12 年	令和 8 年

◇今後予定される事業

○過疎持続発展計画より

- ・ 横浜中学校屋外運動場整備事業
- ・ 横浜小学校屋外運動場整備事業
- ・ 旧有畑小学校解体事業
- ・ 旧大豆田小学校解体事業

(2) 子育て支援施設

「横浜町子育て支援施設等個別施設計画」においては、第 2 ちどり保育園は予防保全を前提とした維持を継続することとなっています。一方で、利用廃止をしている旧よこはま児童センターは今後活用や除却などより、具体的な検討が必要となっています。

番号	資産名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	第 2 ちどり保育園 保育所	平成 20 年度	26.4%	維持
2	第 2 ちどり保育園 体育館	平成 20 年度	36.0%	維持
3	旧よこはま児童センター	平成 8 年度	100.0%	各種検討

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
横浜町子育て支援施設等個別施設計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年～令和 12 年	令和 8 年

◇今後予定される事業

過疎持続発展計画より

- 保育所遊具整備事業

(3) 町民文化系施設

町民文化系施設は、3つの施設（旧南地区交流センター、横浜町ふれあいセンター、子供会館）があります。いずれも老朽化が進んでいる施設となっています。

今後は施設の方向性を協議し、適宜点検・予防保全・修繕を行います。老朽化や利用ニーズの低下、衛生の観点から廃止等も含めて検討が必要となっているため、個別施設計画を策定予定となっています。

番号	資産名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	旧南地区交流センター	昭和 62 年度	72.6%	検討
2	旧南地区交流センター 体育館	昭和 59 年度	79.2%	検討
3	横浜町ふれあいセンター	平成 4 年度	56.0%	検討
4	子供会館	昭和 51 年度	100.0%	検討

※横浜町ふれあいセンターに老人福祉センターの機能を含む

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
なし			

◇今後予定される事業

過疎持続発展計画より

○老人福祉センター改修事業

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は各個別施設計画により、管理を進めているところです。

スポーツ・レクリエーション系では施設が持つ機能や立地等を重視し、老朽化対策のほか、ユニバーサルデザイン化（バリアフリー）、環境に配慮した施設整備、避難場所としての防災機能強化を目指します。

番号	資産名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	三保野公園休憩所	昭和 62 年度	100.0%	維持
2	桧木農村公園トイレ	平成 15 年度	45.9%	維持
3	烏帽子平自然の家	昭和 56 年度	100.0%	維持
4	砂浜海岸コテージ 1・2	平成 8 年度	100.0%	長寿命化
5	砂浜海岸コテージ 3・4	平成 8 年度	100.0%	長寿命化
8	砂浜海岸コテージ 6	平成 12 年度	92.0%	長寿命化
6	砂浜海岸センターハウス	平成 12 年度	92.0%	維持
7	旧横浜小学校（町民体育センター）	平成 7 年度	55.0%	維持
8	砂浜海岸レクリエーションゾーン 眺望台	平成 3 年度	100.0%	維持
9	横浜町トレーニングセンター	昭和 61 年度	73.4%	長寿命化
10	自然体験ランド 自然苑	平成 6 年度	100.0%	維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
横浜町教育関連施設長寿命化計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年～令和 12 年	令和 8 年
三保野公園施設個別施設計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年～令和 12 年	令和 8 年

◇今後予定される事業

なし

(5) 産業系施設

産業系施設は地元の管理団体により、管理・運営する施設が多くを占めています。

今後はそれぞれの指定管理団体と施設の方向性を協議し、適宜点検・予防保全・修繕を行います。

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていきますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建替えや施設の多機能化、大規模修繕、統廃合を検討します。

番号	資産名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	豊栄平地区準備休憩施設	平成 12 年度	60.0%	維持
2	転作農業研修センター (横浜町町民研修センター)	昭和 58 年度	81.4%	長寿命化
3	洗心閣	昭和 60 年度	100.0%	長寿命化
4	道の駅よこはま 菜の花プラザ	平成 10 年度	100.0%	長寿命化
5	特産物加工センター	平成 17 年度	49.5%	長寿命化
6	交流館どんどりの里	平成 15 年度	51.0%	維持
7	横浜町堆肥舎	昭和 62 年度	100.0%	維持
8	本町地区準備休憩施設	平成 12 年度	60.0%	維持
9	旧田ノ沢牧場 管理事務所	昭和 56 年度	100.0%	維持
10	大豆田地区準備休憩施設	平成 15 年度	51.0%	維持

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
横浜町教育関連施設長寿命化計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年～令和 12 年	令和 8 年
産業振興課管理施設個別施設計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年～令和 12 年	令和 8 年

◇今後予定される事業
なし

(6) 行政系施設

行政系施設は、役場庁舎、消防団倉庫（詰所）や未利用施設があります。本庁舎は建築後 45 年が経過しており老朽化も進んでいます。庁舎は、備蓄機能や避難所機能を備えた総合防災拠点としての役割を果たさなければなりません。平成 30（2018）年度に耐震化を含めた大規模改修を行い、長寿命化を図ったところです。

そのほか消防団車庫（詰所）や倉庫や車庫といった施設の老朽化が進んでいることから将来的には、安全性や効率性を踏まえ廃止及び建替えを行う施設を検討します。

未利用資産については、各関連団体や住民と協議を行い今後の方向性を明確にします。

番号	資産名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	役場庁舎	昭和 50 年度	90.0%	長寿命化
2	役場車庫 1～3	昭和 50 年度	100.0%	建替
3	バス車庫	昭和 53 年度	100.0%	建替
4	除雪ステーション	昭和 63 年度	100.0%	維持
5	凍結防止剤散布車格納庫	平成 21 年度	64.9%	維持
6	横浜町公舎（北側）	平成 22 年度	46.0%	維持
7	横浜町公舎（南側）	平成 5 年度	100.0%	維持
8	第 1 分団第 1 部車庫	平成 3 年度	100.0%	維持
9	第 1 分団第 2 部車庫	平成 9 年度	100.0%	維持
10	第 1 分団第 3 部車庫	昭和 62 年度	100.0%	維持
11	第 1 分団第 4 部車庫	平成元年度	100.0%	維持
12	第 2 分団第 1 部車庫	平成 2 年度	100.0%	維持

13	第2分団第2部車庫	昭和62年度	100.0%	維持
14	第2分団第3部車庫	平成元年度	100.0%	維持
15	第2分団第4部車庫	昭和62年度	100.0%	維持
16	第3分団第1部車庫	平成4年度	100.0%	維持
17	第3分団第2部車庫	昭和63年度	100.0%	維持
18	第3分団第3部車庫	平成5年度	100.0%	維持
19	第3分団第4部車庫	平成6年度	100.0%	維持
20	松栄婦人ホーム	昭和42年度	100.0%	維持
21	吹越婦人ホーム	昭和48年度	100.0%	維持
22	明神平婦人ホーム	昭和50年度	100.0%	維持
23	一般廃棄物最終処分場 浸出水処理施設	平成13年度	51.3%	維持
24	旧横浜町立南部小学校	平成4年度	100.0%	各種検討

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
横浜町除雪ステーション・凍結防止剤散布車格納庫 個別施設計画	令和3年3月	令和3年～令和12年	令和8年
横浜町役場庁舎・車庫等長寿命化計画	令和3年3月	令和3年～令和12年	令和8年

◇今後予定される事業

過疎持続発展計画より

○バス車庫整備事業

○役場庁舎車庫整備事業

○庁舎内照明LED化事業

(7) 保健・福祉系施設

保健・福祉系施設は、令和元年度に新たな保健及び福祉機能を備えた菜の花にここセンターを開設しました。新たな施設のため、早急な対応は必要にはありませんが、本計画に基づいた点検・診断を行い、予防保全に努めます。今後の設備更新等も踏まえた個別施設計画を今後策定します。

そのほか旧保健センターについては、安全性や効率性の点からも廃止・除却が検討されているところです。利用状況、利用ニーズを踏まえて今後の方針を明確にします。

番号	資産名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	菜の花にここセンター	令和元年度	2.0%	維持
2	旧保健センター	昭和 58 年度	74.0%	除却

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
横浜町子育て支援施設等個別施設計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年～令和 12 年	令和 8 年

◇今後予定される事業

過疎持続発展計画より

○旧保健福祉センター解体事業

(8) 公営住宅

公営住宅については、平成 20 (2008) 年度以降、老朽化や利用状況に応じて建替えや改善を行ってきました。今後も、今ある住宅をできるだけ長く有効活用しながら、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図っていきます。また、計画的な個別改善を行いながら、更新時期を迎える際には入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行います。しかし、一方では老朽化や人口減少により住宅入居者の減少や利用困難になっている施設があります。

番号	資産名称	取得年度	有形固定資産減価償却率	方向性
1	定住促進住宅 吹越住宅 3 号	平成元年度	100.0%	
2	定住促進住宅 吹越住宅 4 ~6 号	平成 2 年度	100.0%	
3	定住促進住宅 吹越住宅 1 号	昭和 62 年度	100.0%	
4	定住促進住宅 吹越住宅 2 号	平成 5 年度	100.0%	
5	吹越団地	昭和 54 年度	100.0%	
6	善知鳥団地 (1 ~ 5)	昭和 51 年度	100.0%	
7	善知鳥団地 (6 ~ 10)	昭和 52 年度	100.0%	
8	緑町団地 A 棟 (1 ~ 5)	平成 8 年度	100.0%	
9	緑町団地 B 棟 (1 ~ 5)	平成 9 年度	100.0%	
10	イタヤノ木団地 (A)~(B)	平成 29 年度	26.4%	
11	イタヤノ木団地 (C)~(E)	平成 30 年度	9.2%	
12	イタヤノ木団地 (F)~(H)	令和元年度	4.6%	
13	イタヤノ木団地 (I)~(J)	令和 2 年度	0.0%	
14	旭町団地 (A)~(E)	平成 24 年度	36.8%	
15	旭町団地 (F)~(J)	平成 22 年度	46.0%	

16	定住促進住宅有畑住宅（1～2）	昭和 61 年度	100.0%	
17	有畑地区教職員用住宅 2	昭和 61 年度	100.0%	
18	有畑団地（6～10）	昭和 49 年度	100.0%	
19	有畑団地（11～15）	昭和 46 年度	100.0%	
20	有畑団地（16～20）	昭和 47 年度	100.0%	
21	有畑団地（21～25）	昭和 48 年度	100.0%	
22	有畑団地（26～30）	昭和 49 年度	100.0%	
23	有畑団地（31～36）	昭和 55 年度	100.0%	
24	定住促進住宅有畑住宅（5）	平成 3 年度	100.0%	
25	定住促進住宅有畑住宅（3～4）	平成 4 年度	100.0%	

「横浜町公営住宅長寿命化計画」においては、以下を基本目標として推進しています。

- 基本目標 1：適正戸数の確保と居住水準の向上
- 基本目標 2：ストック形成にふさわしい居住水準の確保
- 基本目標 3：適正入居の推進

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
横浜町公営住宅長寿命化計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年～令和 12 年	令和 8 年

◇今後予定される事業

過疎持続発展計画より

○公営住宅整備事業有畑団地

2. インフラ施設の管理に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。その他施設については、横浜町総合振興計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

(1) 道路

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。

町道については、以下を基本方針として整備等を進めます。

- 安定した生活基盤を確保するため、地域の実情に応じた町道整備を行う。
- 冬期間の安定した交通確保のため、除雪機械及び施設の充実を図る。
- 効率的な農業作業体制の確立をめざし、地域の実情に応じた農道整備を行う。
- 老朽化した橋梁の点検を実施し、計画的な補修を図る。
- 町内の防犯灯をLED化し、防犯体制の強化を図る。
- 急傾斜地崩壊危険箇所に対する整備事業を実施し、町の防災に努め、安全な町づくりに取り組む。

道路の維持管理については、計画・修繕・調査・改善（P D C Aサイクル）を定期的を実施し、マネジメントサイクルを定着させることを目的に以下の方針に沿って計画を進めます。

- 継続的なマネジメントサイクルの確立
- 効果的かつ効率的な舗裝修繕の実現
- 継続的なモニタリングの実施

また、今後は道路維持管理に関する計画の作成予定となっています。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
なし			

◇今後予定される事業

過疎持続発展計画より

【町道】

- 町道路盤改良舗装事業 三保野1号線
- 町道路盤改良舗装事業 新町鶏ヶ唄線
- 町道路盤改良舗装事業 松栄線
- 町道路盤改良舗装事業 向平1号線
- 町道三保野14号線道路改良舗装事業
- 横浜地区急傾斜地対策事業

【農道】

- 農道有畑線補修事業（舗装・橋梁）

社会資本総合整備計画より

- ① 事業：通学路等の生活空間における交通安全対策を推進する整備（防災・安全）

対象

- 新町旭町線 踏切改良

- ② 事業：地域内・間の交流・連携を支える道路交通ネットワークの機能向上・維持による産業・生活基盤の形成

対象

- 三保野 14 号線 現道拡幅
- 向平明神平線ほか 43 号線 除雪
- 旭町 5 号線 現道拡幅
- 新町旭町線 踏切改良
- 栴名木 4 号線 現道拡幅

(2) 橋梁

平成 22 年 4 月に策定、平成 24 年 3 月に改訂した「横浜町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成 26 年 7 月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

橋梁点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避します。

従来の『事後保全的な対応』（損傷が大きくなってから行う修繕）から、『予防的な対応』（損傷が小さなうちから計画的に行う修繕）に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

修繕時期は、『損傷の著しい橋梁』、『第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁』、『避難場所へのアクセス路線』、『重要路線』などについて、優先的に修繕を実施します。

さらに、橋梁の主要部材における損傷状況や供用年数などに応じて、総合的に判断した上で決定します。

「横浜町橋梁長寿命化修繕計画」にある基本方針は以下の通りです。

- 町民の安全安心な生活を確保するため、健全な道路ネットワークを維持します。
- これまでの維持管理の常識から転換します。
- 社会資本の維持管理コストの大幅削減を実現します。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
横浜町 橋梁長寿命化修繕計画	平成 24 年 3 月改訂	平成 24 年～令和 4 年	随時

◇今後予定される事業

過疎持続発展計画より

○橋梁点検・補修事業

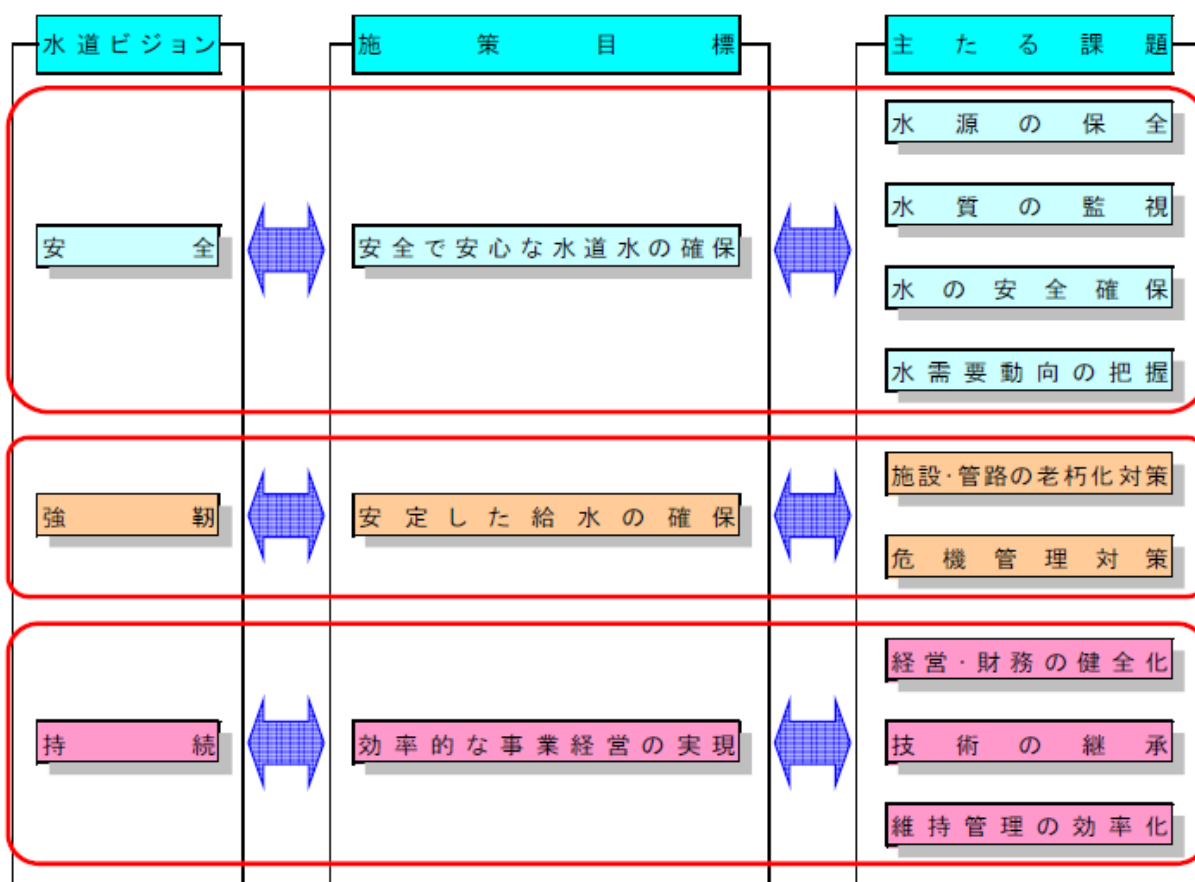
○農道点検・補修事業

(3) 簡易水道

簡易水道は、地域住民の生活や経済・産業に不可欠な「基盤」のひとつであり、ライフラインです。日常はもとより災害、事故発生時等においても安定的に給水することが求められており、水道システム全体が効率よく機能するように、水源から給水までの施設管理や事前・事後の災害対策を着実に実行する必要があります。横浜町は更新時耐震化を原則とし、重要度の高い施設・管路を優先に耐震化を図ります。

「横浜町水道基本計画」を基に、耐震化及び更新を進めます。

■横浜町水道基本計画における施策目標イメージ



◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
横浜町水道事業基本計画	平成 30 年度	平成 30 年～令和 9 年度	令和 4 年

◇今後予定される事業

過疎持続発展計画より

○横浜地区配水場非常用発電機取替工事

(4) 農業集落排水事業

現在国土交通省においては、下水道においてストックマネジメントを推進しています。ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。

本町においても、現在取り組んでいる地方公営企業会計への移行により、固定資産台帳や会計精度が構築次第、各種情報を整理して進めます。また、今後の経営指針となる、「経営戦略」を策定する予定です。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
なし			

◇今後予定される事業

なし

3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

【前提条件】

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日）に基づき、財政効果額を算出しました。

算出期間は計画期間の令和17（2035）年度までとしています。

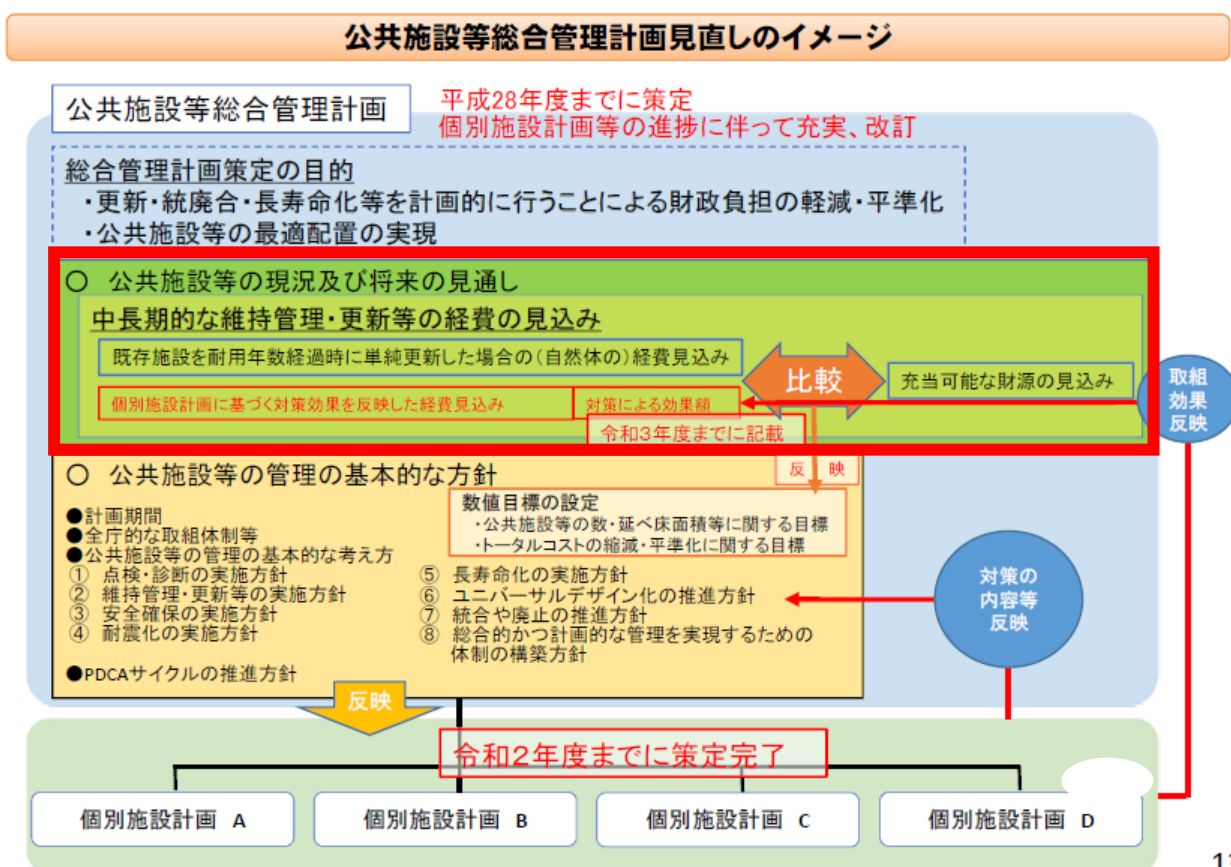
A：単純更新費用：既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）経費見込み

B：個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

C：対策による効果額（財政効果額）

$$\text{財政効果額 } C = \text{単純更新費用 } A - \text{個別施設計画対策額 } B$$

■ 公共施設等総合管理計画見直しのイメージ



(1) 公共施設

個別施設計画の方針を実施した場合、以下のとおり約 43.9 億円の財政効果が見込まれます。

しかし、これは一時的なシミュレーションであり、今後は検証も含めて、計画の推進を行います。

【単純更新適用費用】

(単位：百万円)

施設分類	更新費用	維持管理コスト	計
1 学校教育系施設	1,305	87	1,392
2 子育て支援施設	112	5	117
3 町民文化系施設	834	28	863
4 スポーツ・レクリエーション系施設	804	23	827
5 産業系施設	673	17	690
6 行政系施設	1,424	31	1,455
7 保健・福祉施設	144	9	153
8 公営住宅	724	10	734
合計	6,020	210	6,230



【個別施設計画の反映】

(単位：百万円)

施設分類	対策費用	維持管理コスト	計
1 学校教育系施設	0	86	86
2 子育て支援施設	0	5	5
3 町民文化系施設	0	28	28
4 スポーツ・レクリエーション系施設	230	23	252
5 産業系施設	478	17	494
6 行政系施設	416	31	447
7 保健・福祉施設	0	9	9
8 公営住宅	507	10	517
合計	1,631	209	1,840

【対策の効果額】

(単位：百万円)

施設分類	対策効果	維持管理コスト効果	効果計
1 学校教育系施設	△1,305	△1	△1,306
2 子育て支援施設	△112	0	△112
3 町民文化系施設	△834	0	△834
4 スポーツ・レクリエーション系施設	△574	0	△574
5 産業系施設	△195	0	△195
6 行政系施設	△1,008	0	△1,008
7 保健・福祉施設	△144	0	△144
8 公営住宅	△217	0	△217
合計	△4,389	△1	△4,390

(2) 道路

道路は今後個別施設計画の策定推進を進めるところですが、これまでも補修及び改良を複数回行っており、単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外となります。

(3) 橋梁

橋梁長寿命化修繕計画では、橋梁点検結果を基に、今後 50 年間の橋の劣化の進み方を予測し、修繕シナリオ別に発生する費用のシミュレーションを実施しました。

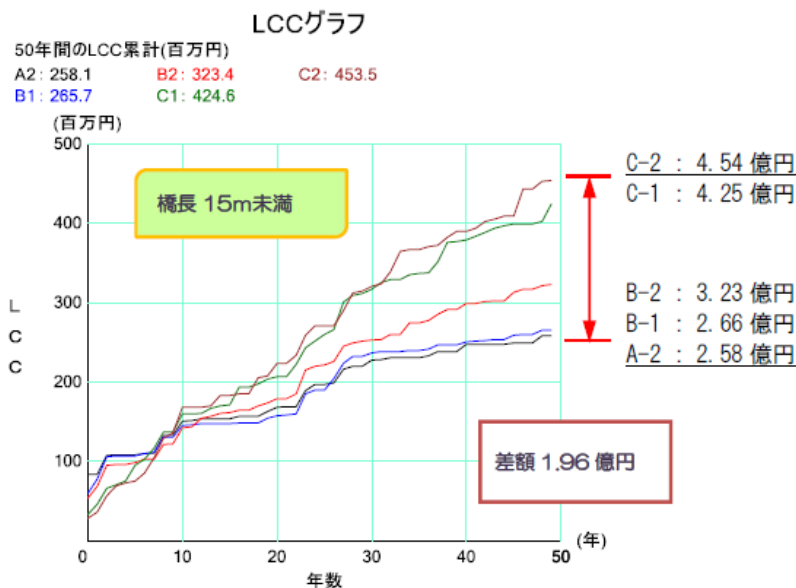
橋長 15m以下の LCC 算定結果については、全橋梁を事後対策シナリオ (C2) で維持管理した場合の 50 年間の LCC は 4.54 億円、LCC 最小化シナリオ (A2) で維持管理した場合の 50 年間の LCC は 2.58 億円となり、その差額は 1.96 億円となりました。

■ 事後対策シナリオ (C2)

劣化・損傷により利用者の安全性に影響が出始める前に、事後的な対策を行う。

■ LCC 最小化シナリオ (A2)

新設橋梁の維持管理を想定した場合に、部材ごとに LCC が最も小さくなる対策を行う。



(4) 水道

平成 30 年度に簡易水道事業アセットマネジメントを策定し、既存の施設の機能診断により対象施設の実情を踏まえ長寿命化 (維持) を実現し、中長期的な更新投資の節減、投資額の平準化を図ります。

(5) 農業集落排水

今後地方公営企業法適用後に、ストックマネジメント及び経営戦略を策定する予定です。

(6) 本計画及び各種個別施設計画に推進による財政効果

本計画及び各種個別施設計画による財政効果は約 44.4 億円と推計されます。

この財政効果は前述の通り、すべての施設を更新するとした場合に対して、本計画及び個別施設計画に基づいた対策費用で得たものとなります。

【計画実施前】

(単位：百万円)

種別	更新費用	維持管理コスト	計
1 公共施設等	6,020	210	6,230
2 道路	※1	※1	
3 橋梁	※2	※2	51
4 簡易水道	※3	※3	0
合計	6,020	210	6,281



【各計画実施後】

(単位：百万円)

種別	更新費用	維持管理コスト	計
1 公共施設等	1,631	209	1,840
2 道路	※1	※1	
3 橋梁	※2	※2	26
4 簡易水道	※3	※3	
合計	1,631	209	1,866

【財政効果】

(単位：百万円)

種別	更新費用	維持管理コスト	計
1 公共施設等	△4,389	△1	△4,390
2 道路	※1	※1	
3 橋梁	※2	※2	△25
4 簡易水道	※3	※3	
合計	△4,389	△1	△4,415

※1 道路は今後個別施設計画のうえ算定

※2 橋梁はライフサイクルコストとなるため、更新費用及び維持管理コストは合算額

※3 水道は財政効果が算定困難、農業集落排水は今後策定

計画対策に必要な財源については、過疎地域自立促進計画に基づく過疎債の発行や各種交付金・補助金が想定されます。

しかしながら、今後の財政状況を考慮すると、財政上難しいものとなります。したがって、今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに、計画の進捗をモニタリングしながら計画の見直し・実行・検証を踏まえた PDCA サイクルを構築します。



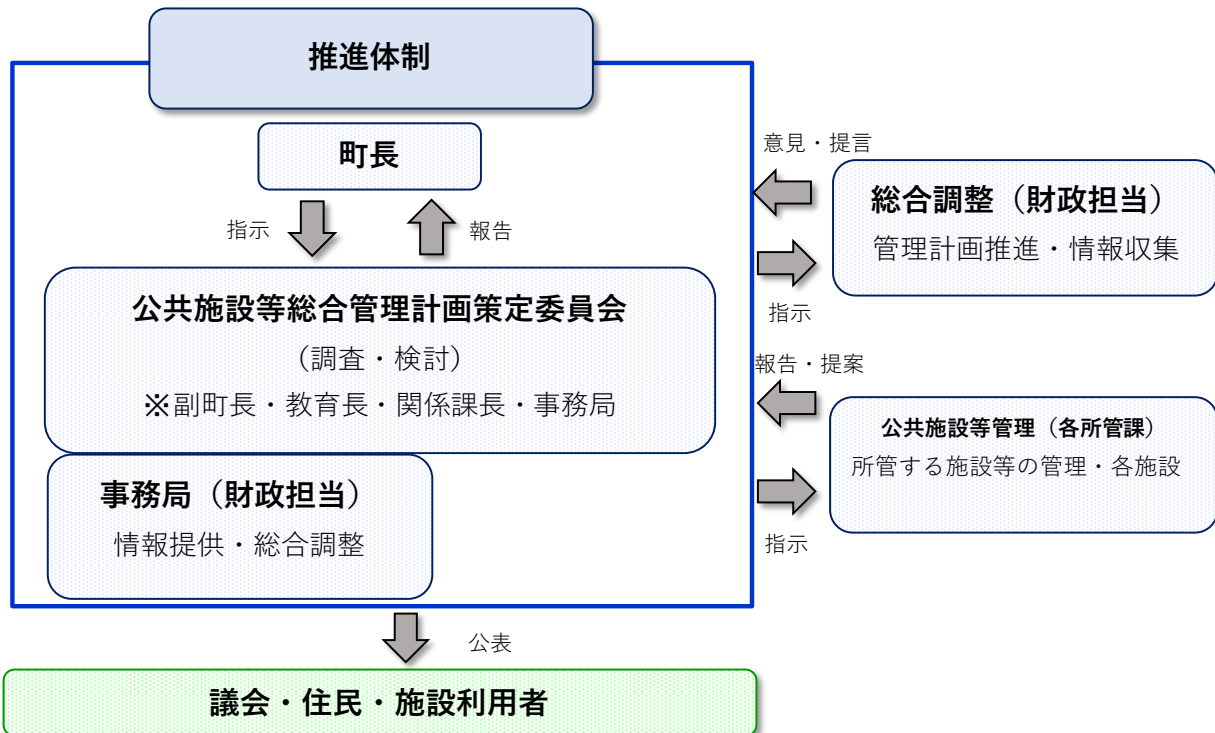
公共施設マネジメントの実行体制

1. 推進体制

本計画については、各公共施設の担当課を中心として実施します。

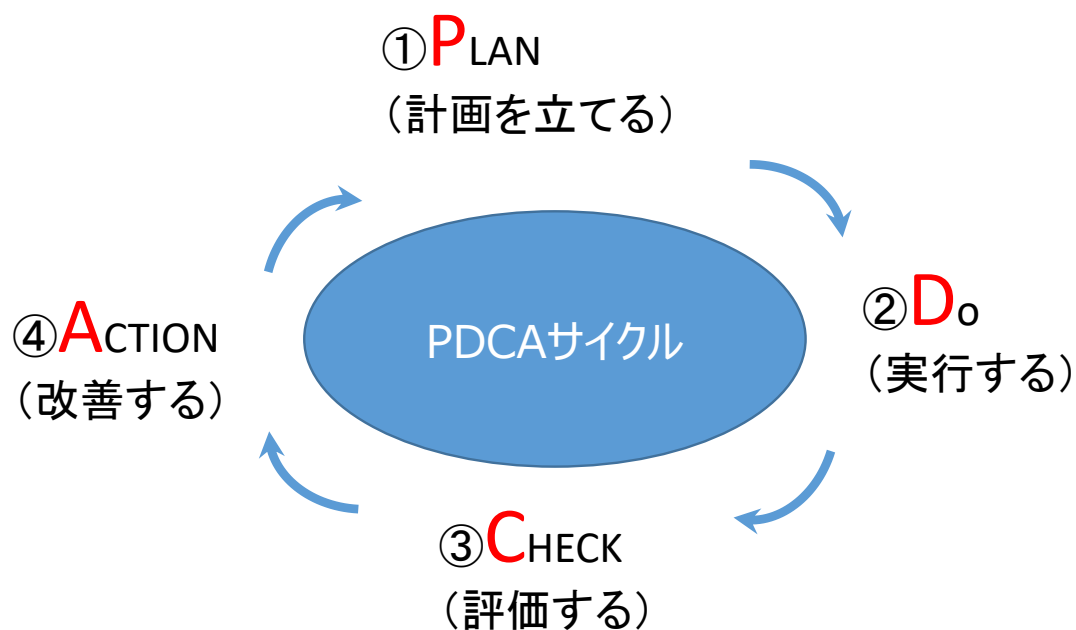
一方で、公共施設の統廃合や多機能化 など、施設の再編などによる住民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、施設の規模の最適化や多機能化などの取り組みとして、全庁的な推進体制である「公共施設等総合管理計画策定委員会」で協議のうえ推進します。

■推進体制イメージ



2. フォローアップ及び PDCA サイクルの確立

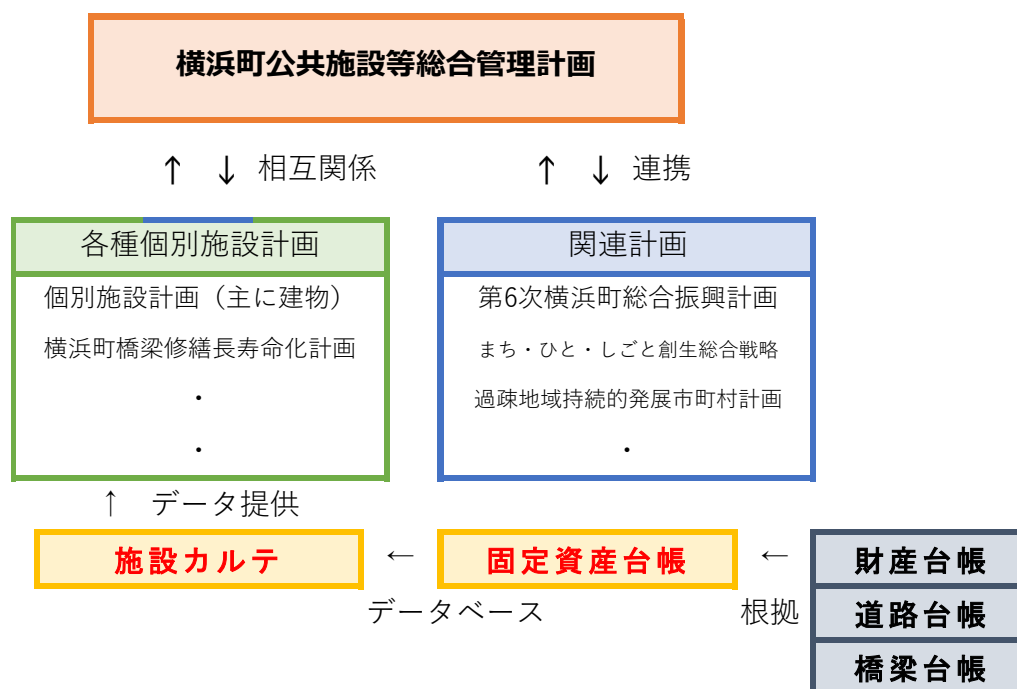
本計画の実行性を確実なものとするために、PDCA サイクルにもとづいた進捗管理を行います。特に計画の見直しに関しては、修繕・更新などの実施状況や劣化状況、財政状況などを評価した上で定期的に行うものとします。



3. 情報等の共有と公会計の活用

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁舎内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、財形係との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。



附則：改訂の履歴

令和4年3月 平成28年度公共施設等総合管理計画全面改訂



横浜町公共施設等総合管理計画

令和4年3月

発行 横浜町
企画・編集 横浜町 企画財政課